

令和2年度版
水道のしおり

長門川水道企業団

こんな時には届け出を

企業団では、様々なトラブルを未然に防ぐために、お客さまの届け出によりお名前の変更や請求先の変更をしています。

水道を使い始めるときやとめるとき、名前が変わるときなどは、以下のような届け出が必要となりますので、変更する日の3日前までには届け出をお願いいたします。

◆水道を使い始めるとき（転入・使用開始）

- * 水道を使い始める前に使用開始届を提出して下さい。
- * 休止状態の場所は、開栓届と開栓手数料1, 820円を事前に納入する必要があります。
- * 使用する当日になってからご連絡いただいても、すぐに使えないこともありますので、使用開始の届け出は事前に提出して下さい。

◆水道の使用をやめるとき（転出・使用休止）

- * 水道の使用をやめるときには使用休止届けを提出して下さい。
- * 使用をやめる日に使用量を確認し、料金の精算をいたしますので事前に届け出をして下さい。
※届け出をいただかないと転出後もお客さまに水道料金がかかりますのでご注意ください。

◆所有者、使用者が変わるとき

- * 売買、賃貸、相続等により水道の所有者や使用者が変わるときは届け出をして下さい。
- * 料金等の請求先がわからなくなりますので変わる前に提出して下さい。

水道料金について

- * 水道料金は、毎月検針・毎月請求となりますので、毎月の検針表で水量と金額を確認して下さい。
- * 水道料金は、メーターの口径によりいただく基本料金と使用水量によりいただく従量料金との合計金額となり、別途消費税が加算されます。

※料金の計算方法（例）

（1ヶ月24m³使用した場合）

基本料金（口径20mm）	700円
1m ³ ～10m ³	10×130円＝1,300円
11m ³ ～20m ³	10×180円＝1,800円
21m ³ ～30m ³	4×200円＝800円

計

4,600円（+消費税）

◆ 水道料金＝口径別基本料金＋従量料金

* 水道料金計算表

(消費税抜き)

基本料金（1月につき）		従量料金（1㎡につき）	
口径	金額	水量	金額
13mm	600円	1～10	130円
20mm	700円	11～20	180円
25mm	1,400円	21～30	200円
30mm	4,400円	31～40	220円
40mm	5,000円	41～50	230円
50mm	8,500円	51～100	280円
75mm	13,000円	101～1,000	300円
		1,001～5,000	310円
		5,001～	150円

* 従量料金早見表

(消費税抜き)

水量	料金	水量	料金	水量	料金
1	130円	36	6,420円	71	15,480円
2	260円	37	6,640円	72	15,760円
3	390円	38	6,860円	73	16,040円
4	520円	39	7,080円	74	16,320円
5	650円	40	7,300円	75	16,600円
6	780円	41	7,530円	76	16,880円
7	910円	42	7,760円	77	17,160円
8	1,040円	43	7,990円	78	17,440円
9	1,170円	44	8,220円	79	17,720円
10	1,300円	45	8,450円	80	18,000円
11	1,480円	46	8,680円	81	18,280円
12	1,660円	47	8,910円	82	18,560円
13	1,840円	48	9,140円	83	18,840円
14	2,020円	49	9,370円	84	19,120円
15	2,200円	50	9,600円	85	19,400円
16	2,380円	51	9,880円	86	19,680円
17	2,560円	52	10,160円	87	19,960円
18	2,740円	53	10,440円	88	20,240円
19	2,920円	54	10,720円	89	20,520円
20	3,100円	55	11,000円	90	20,800円
21	3,300円	56	11,280円	91	21,080円
22	3,500円	57	11,560円	92	21,360円
23	3,700円	58	11,840円	93	21,640円
24	3,900円	59	12,120円	94	21,920円
25	4,100円	60	12,400円	95	22,200円
26	4,300円	61	12,680円	96	22,480円
27	4,500円	62	12,960円	97	22,760円
28	4,700円	63	13,240円	98	23,040円
29	4,900円	64	13,520円	99	23,320円
30	5,100円	65	13,800円	100	23,600円
31	5,320円	66	14,080円		
32	5,540円	67	14,360円		
33	5,740円	68	14,640円		
34	5,980円	69	14,920円		
35	6,200円	70	15,200円		

100以上の料金は上記の計算表を基に算出して下さい。

水道料金の支払い方法について

水道料金のお支払い方法は、口座振替又は納付書でのお支払いとなります。

◆口座振替

- * 口座振替は下記の金融機関の本支店でご利用になれます。
- * お申し込みは、ご利用の金融機関に通帳と印鑑をご持参いただき、指定の口座振替依頼書でお申し込み下さい。
- * 口座振替は毎月25日が引き落とし日です。振替不能分は翌月の10日に再度、引き落としをします。
- * 振替日が土曜・日曜・祝祭日の場合は翌営業日が振替日となります。
- * 振替日前に残高の確認をお願いします。

口座振替取り扱い金融機関	
千葉銀行	京葉銀行
千葉信用金庫	西印旛農業協同組合
水戸信用金庫	ゆうちょ銀行

◆納付書支払い

- * 毎月20日過ぎに納入通知書を送付しますので、最寄りの金融機関またはコンビニエンスストアでお支払い下さい。
- * 納入期日前の納入をお願いします。
- * 領収書は大切に保管して下さい。

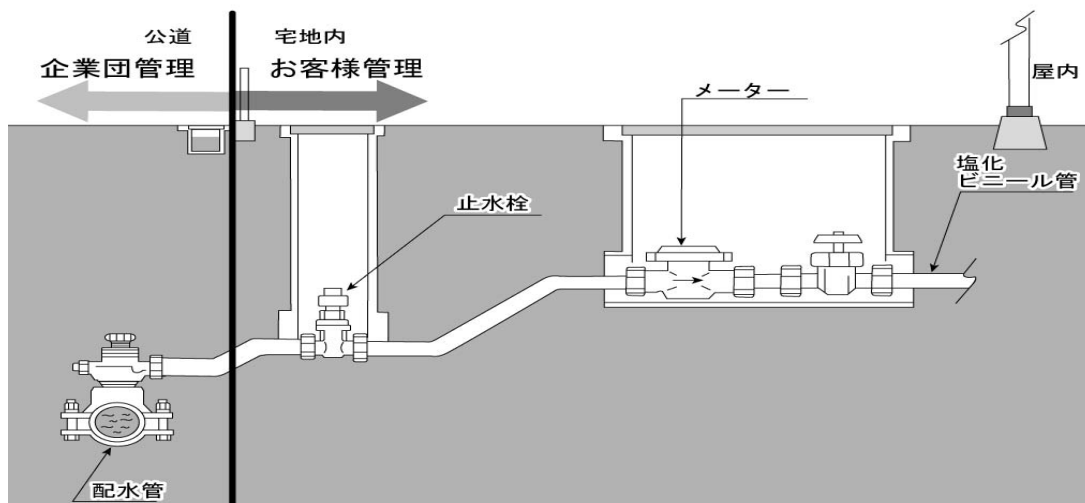
水道メーターの検針について

- * 水道メーターの検針は、民間の会社に委託しています。
- * 担当者は身分証明書をつけて検針に伺います。
- * 検針は月初めの4日から8日にかけて行います。
- * 水道メーターは検針しやすいように物を置いたり、犬を近くにつないだりしないようお願いします。
- * メーターボックスの中は時々掃除をして清潔にしておきましょう。

水道工事について

◆管理の範囲について

- * 宅地内の水道配管は、お客さまの財産ですので、お客さまの管理範囲となります。
- * 宅地内での新設・改造・修繕に関する費用はお客さまの費用負担となります。ただし、善良な管理のもとでの、止水栓・水道メーターからの自然漏水については企業団の費用負担となりますのでご連絡下さい。



◆宅地内の工事について

- * どんな小さな漏水でもそのままにしておくと思いのほか、料金がかかりますのですぐに修理して下さい。
- * 水道メーターで漏水を発見することができます。こまめに確認し早期発見早期対応を心がけましょう。
- * 漏水を発見した場合は、メーターボックス内のバルブで一時的に水を止め、指定給水装置工事事業者へ修理を依頼して下さい。
- * 宅地内の新設・改造・修繕工事については、全て企業団に登録した指定給水装置工事事業者が行うことになっています。
- * 指定給水装置工事事業者以外の行った工事箇所は、やり直していただくことがありますのでご注意下さい。
- * 「太陽熱温水器」等の設置も工事の届け出が必要となります。

◆道路上で漏水を発見したら

- * 道路上で漏水を発見したら、企業団に連絡をお願いします。
- * 漏水の量が多い場合は、緊急修理を行うため断水となりますので、ご協力をお願いいたします。

宅内漏水の早期発見方法

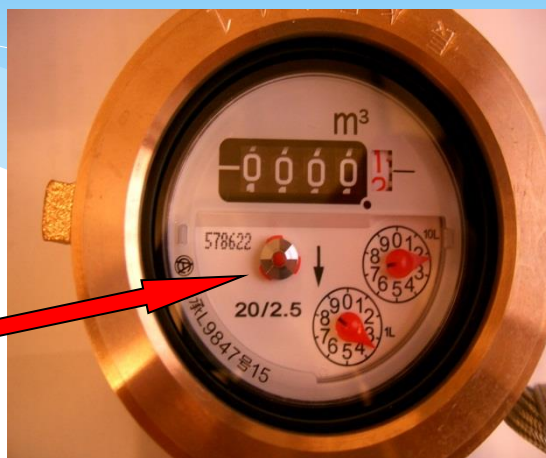
- * ご自宅の水道メーターのパイロットで、宅内の漏水を発見することができます。
- * 地中にある水道管からの漏水は、発見が遅れ宅地や建物への被害が心配されます。
- * 宅内漏水の早期発見のため、こまめにパイロットの確認をお願いします。

◆水道メーターで確認しましょう

全ての蛇口が閉まっていることを確認し、パイロットが回っているとどこかで漏水している可能性があります。

至急、指定給水装置工事事業者に調査を依頼し、早急に修理をして下さい。

パイロット



新規加入申込みについて

- * 新規加入申込書を提出し、加入負担金を納入して下さい。
- * 新規加入申込の手続きは、企業団の指定給水装置工事事業者に依頼して頂くと便利です。
- * 配水本管から宅地内への引き込み工事費が別途必要になります。
- * 道路に埋設されている水道本管の口径が細く、新規加入により水流が不足する場合は、水道本管の増口径工事をお願いすることがあります。
- * 工事は指定給水装置工事事業者に依頼して工事して下さい。

加入負担金

(消費税抜き)

給水管口径	負担金の額
13mm	117,000円
20mm	253,000円
25mm	433,000円
30mm	620,000円
40mm	1,112,000円
50mm	1,732,000円
75mm	3,896,000円
100mm以上については別に定めています。	

災害に備えて

- * 大規模な災害が発生すると水の供給が一時的に停止します。
- * 施設の点検を行い異状がないことを確認し通水となります。その際、濁り水や漏水等が発生する恐れがあります。
- * 火災が発生し、消火栓を使用した場合も、濁り水等が発生する恐れがありますのでご注意ください。
- * 災害に備え家庭でも水を確保して頂くようお願いいたします。一人1日3日分が目安です。

悪徳商法にご注意

- * 企業団の職員や委託業者を装った悪質商法に注意して下さい。
- * 企業団では、「給水管の清掃」・「浄水器の販売」等の斡旋は行っていません。
- * 不審に思われた場合はすぐに企業団に連絡して下さい。

お問い合わせ

水道に関するお問い合わせやご連絡は下記までお願いいたします。

- ◆水道料金、転入、転出の届け出については、
上下水道お客様センター（栄町安食台1丁目2番 栄町役場庁舎2階）
水道料金収納受託会社 「シーデーシー情報システム(株)」

TEL：0476-80-2700

- ◆平日の午前8時30分から午後5時15分までは
長門川水道企業団（栄町安食台1丁目2番 栄町役場庁舎2階）

TEL：0476-33-7718

FAX：0476-80-0760

E-mail：nagato01@nagatogawa.jp

- ◆休日・夜間は
前新田浄水場（栄町安食2849-16番地）
浄水場運転管理受託会社「(株)水ing」

TEL：0476-95-4309

※当企業団のホームページにも水道事業に関する情報が掲載されていますので
ご覧下さい。

長門川水道企業団ホームページトップ

URL <http://www.nagatogawa.jp/>

※令和2年度版「水道のしおり」は、令和3年2月1日現在のデータを基に作成したものです。